

国民年金法の改正について

令和2年度の通常国会において「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が可決・承認されました(令和2年6月5日公布)。改正の目的の一つである、被用者保険の適用拡大に個人事務所である税理士事務所が適用業種として追加されましたが、雇用している従業員の数によって適用が変わりますので注意しましょう！

【改正前】

税理士事務所(個人事務所) → 健康保険、厚生年金は任意包括適用

【改正後】※令和4年10月1日施行

税理士事務所(個人事務所、従業員5人未満)

→健康保険、厚生年金は任意包括適用

税理士事務所(個人事務所、従業員5人以上)

→健康保険、厚生年金は強制適用



5人未満→任意適用のまま



5人以上→強制適用へ改正

重要!

税理士法人事務所については、健康保険、厚生年金の強制適用は変更ありません。また、従業員が5人以上の個人事務所においては施行日以降(令和4年10月1日)当組合への新規加入は出来ません。従前から当組合へ加入している該当事務所におかれましては「健康保険適用除外承認申請書」を提出することにより、加入継続が可能です。

被用者保険の非適用業種の見直し

	法人	個人事業主	
		常時 5 人以上の者 を使用する事業所	5 人未満の事務所
法定 16 業種(※)	強制適用事業所 (B) (A)	任意包括適用(C)	
上記以外の業種(非適用業種) 例: 農業・林業・漁業 士業(弁護士・税理士等) 宿泊業、飲食サービス業 娯楽業、警備業、政治・ 経済・文化団体、宗教…等			

(※)健康保険法 3 条 3 項 1 号及び厚生年金保険法 6 条 1 項 1 号に規定する業種

【強制適用事業所】約 232 万事業所

- ★常時 1 名以上使用される者がいる、法人の事業所(A)
- ★常時 5 名以上使用される者がいる、
法定 16 業種に該当する個人の事業所(B)

【任意包括適用事業所】約 9 万事業所

- ★上記以外の事業所(C)
- ※労使合意により任意に適用事業所となることは可能(任意包括適用)

注:事業所数は 2019 年 11 月末現在

【見直し内容】

弁護士・**税理士**・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業(※)
を適用業種に追加する。

(※)弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・公認会計士・**税理士**
社会保険労務士・弁理士・公証人・海事代理士

